

2020 年 腎臓病薬物療法専門・認定薬剤師の更新に係る案内

2020 年の専門・認定薬剤師の更新は下記の更新資格に基づいて審査します。
申請書式などの詳細が決まりましたら適宜ご連絡します。

◆専門薬剤師の更新資格

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師としての優れた人格および識見を備えていること。
- (2) 継続的に本学会会員であること^{注1)}
- (3) 専門薬剤師として腎臓病薬物療法に貢献した活動履歴を提出すること。^{注2)}
- (4) 日本腎臓病薬物療法学会が示す単位基準の修得単位が、更新年の直近 5 年間で 20 単位以上あること。ただし、20 単位のうち、本学会主催の学術集会への参加に係る単位の合計として 6 単位以上必要であり、かつ毎年 1 単位以上履修していること。^{注3)}
- (5) 本会が指定する指定講演を 2 回以上受講していること。
- (6) 日本腎臓病薬物療法学会、日本腎臓学会、日本透析医学会、日本医療薬学会、日本薬剤師会学術大会などの全国レベルの学会や関連する国際学会において、腎臓病薬物療法に関する学会発表が、更新年の直近 5 年間で 2 回以上（筆頭発表者でなくても可）、複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に腎臓病薬物療法に関する学術論文の投稿が更新年の直近 5 年間で 1 編以上（共著可）の全てを満たしていること。^{注4)}

注 1) 2020 年度会費まで納入済みであること。

注 2) 活動履歴は自由記載です。書式は問いません。

注 3) 直近 5 年間とは、認定終了日から遡って 5 年間で対象となります。

但し 2020 年は更新受付締切日まで（2016 年 1 月 1 日～2020 年 12 月 11 日必着）

2017 年 1 月 1 日から単位基準が改定されています。改定前の単位は 1/3 として計算して下さい。端数は切り捨てです。

毎年、最低限必要な単位は 1 単位以上に変更されました。これは更新期間の 5 年間すべてに適用します。

2020 年の単位として、2020 年 11 月 28 日・29 日開催の徳島大会の単位も組み入れることができます。

注 4) 全国レベルの学会には地方大会などは含まれません。単位基準一覧に示されている大会での発表であれば間違いありません。また、発表内容は腎臓病および透析患者の薬物療法に関するものが主である内容でなければならず、その内容は厳しく審査されます。

発表は申請者オリジナルの研究発表（一般演題）である必要があります。シンポジストや教育講演などは該当しません。

◆認定薬剤師の更新資格

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師としての優れた人格および識見を備えていること。
- (2) 継続的に本学会会員であること^{注1)}
- (3) 認定薬剤師として腎臓病薬物療法に貢献した活動履歴を提出すること。^{注2)}
- (4) 日本腎臓病薬物療法学会が示す単位基準の修得単位が、更新年の直近 5 年間で 20 単位以上

あること。ただし、20 単位のうち、本学会主催の学術集会への参加に係る単位の合計として 6 単位以上必要であり、かつ毎年 1 単位以上履修していること。^{注3)}

(5) 本会が指定する指定講演を 2 回以上受講していること。

(6) 日本腎臓病薬物療法学会、日本腎臓学会、日本透析医学会、日本医療薬学会、日本薬剤師会学術大会などの全国レベルの学会や関連する国際学会において、腎臓病薬物療法に関する学会発表が、更新年の直近 5 年間で 1 回以上（筆頭発表者）あること。^{注4)}

(7) 直近 5 年間の 30 自験例を提出すること。^{注3)}

注 1) 2020 年度会費まで納入済みであること。

注 2) 活動履歴は自由記載です。書式は問いません。

注 3) 直近 5 年間とは、認定終了日から遡って 5 年間で対象となります。

但し 2020 年は更新受付締切日まで（2016 年 1 月 1 日～2020 年 12 月 11 日必着）

2017 年 1 月 1 日から単位基準が改定されています。改定前の単位は 1/3 として計算して下さい。端数は切り捨てです。

毎年、最低限必要な単位は 1 単位以上に変更されました。これは更新期間の 5 年間すべてに適用します。

2020 年の単位として、2020 年 11 月 28 日・29 日開催の徳島大会の単位も組み入れることができます。

注 4) 全国レベルの学会には地方大会などは含まれません。単位基準一覧に示されている大会での発表であれば間違いありません。また、発表内容は腎臓病および透析患者の薬物療法に関するものが主である内容でなければならず、その内容は厳しく審査されます。

発表は申請者オリジナルの研究発表（一般演題）である必要があります。シンポジストや教育講演などは該当しません。

◆2019 年 専門・認定薬剤師更新申請受付要項

申請受付開始日 2020 年 11 月 13 日（金）

申請締切日 2020 年 12 月 11 日（金）必着

更新費用 書類審査料（症例審査料含む） 11,000 円（消費税込）

※お振込頂いた認定費用は基本的に返金致しません。お振込時にご注意下さい。

当学会が一般社団法人になったことから消費税がかかります。

振込先

■ゆうちょ銀行

記号番号 01730 6 72358

振込先：日本腎臓病薬物療法学会

■三菱東京 UFJ 銀行

熊本支店

口座種類：普通口座 口座番号：0117016

口座名：日本腎臓病薬物療法学会 理事長 平田純生

※振込手数料はご負担下さいようお願い申し上げます。

※書類審査料納入の写しを同封して下さい。

申請書送付先

〒100-0003

東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル 9F

(株)毎日学術フォーラム内

（一般社）日本腎臓病薬物療法学会 宛

※配達状況の確認が可能な送付方法（レターパックや簡易書留など）にて、封筒のおもてに「認定試験申請書在中」と朱書きし郵送してください。なお、申請書類等の返却には応じられません。予めご了承ください。

試験結果の通知および登録

- ・認定委員会による審議ならびに理事会の承認を経た後、判定結果を通知します。
- ・審査に合格した方を腎臓病薬物療法専門・認定薬剤師として更新登録し、専門・認定薬剤師更新通知を交付すると共に、本学会ホームページで氏名および所属施設名を継続公表します。